

中山間地域所得向上支援対策実施要領

制定 平成28年10月11日付け28生産第1140号
平成28年10月11日付け28農振第1337号
令和2年2月7日付け元農会第702号
農林水産省生産局長通知
農村振興局長通知
農林水産技術会議事務局長通知

改正 平成30年2月1日付け29生産第1870号
平成30年2月1日付け29農振第1812号
改正 平成31年2月7日付け30生産第1989号
平成31年2月7日付け30農振第2737号
改正 平成31年4月1日付け30生産第2370号
平成31年4月1日付け30農振第3010号
改正 令和2年2月7日付け元生産第1638号
令和2年2月7日付け元農振第2548号
令和2年2月7日付け元農会第702号
改正 令和5年12月15日付け5農振第2228号

第1 趣旨

中山間地域所得向上支援対策の実施については、中山間地域所得向上支援対策実施要綱（平成28年10月11日付け28農振第1336号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

第2 中山間地域所得向上計画

1 中山間地域所得向上計画に記載する内容

実施要綱第2の中山間地域所得向上計画（以下「所得向上計画」という。）に記載する内容は、以下のとおりとする。

- (1) 対象となる区域の現状
- (2) 課題と対応方針
- (3) 成果目標及び目標年度
- (4) 推進体制
- (5) 実施事業
- (6) その他事業実施に必要な事項

2 所得向上計画の様式

所得向上計画の様式については、別記様式第1号に定めるところによるものとする。

ただし、1の(1)から(6)までに掲げる所得向上計画に記載するものとされている内容が第3の2の関連事業において策定される計画にすべて含まれている場合にあっては、当該計画を所得向上計画とみなすことができるものとする。

第3 対象事業の内容

対策の対象事業の内容は、次のとおりとする。

1 中山間地域所得向上支援事業

中山間地域所得向上支援事業（以下「本体事業」という。）の内容は、次のとおりとする。

（1）所得向上推進事業

所得向上計画の策定、マーケティング調査、農産物の販売戦略の策定若しくはこれらの実務等において外部人材を活用する事業又は高収益作物の生産や高付加価値化・販売力強化によりモデル地域を創出するための取組をいい、事業実施主体及び実施要件等は、別紙1において定めるものとする。

（2）基盤整備

水田の畑地化、簡易整備を含む農地整備、畑地かんがい施設等の水利施設整備又は土層改良を行う事業をいい、事業実施主体及び実施要件等は、別紙2において定めるものとする。

（3）施設整備等

生産・販売等に必要な施設整備、又は収益性の高い農産物の導入、加工等による高付加価値化・販売力強化を行う次の事業をいい、事業実施主体及び実施要件等は、事業ごとに別紙3－1から別紙3－3までにおいて定めるものとする。

ア 施設整備

（ア）地域連携販売力強化施設、農産物等集出荷・処理加工施設等の整備（別紙3－1）

（イ）鳥獣被害防止施設等の整備（別紙3－2）

イ 収益性の高い農産物の導入、高付加価値化・販売力強化（別紙3－3）

高収益作物の導入及び定着推進、現場での講習・研修会の開催や加工品の試作、試験販売等

2 関連事業

関連事業として実施できる事業は次のとおりとし、その事業実施主体及び要件等は、各事業の実施要綱等に定めるところによるものとする。

（1）水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進（T P P 関連農業農村整備対策実施要綱（平成28年1月20日付け27農振第1792号農林水産事務次官依命通知）第2の2の事業をいう。）

（2）産地パワーアップ事業（産地パワーアップ事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生産第2390号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）

（3）畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）（畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1574号農林水産事務次官依命通知）事業をいう。）

（4）スマート農業技術の開発・実証プロジェクト

3 実施要綱第3の3の（4）の農林水産省農村振興局長、生産局長及び農林水産技術会議事務局長（以下「農村振興局長等」という。）が別に定める施設は、1の（3）のアの（ア）の地域連携販売力強化施設とする。

- 4 実施要綱第3の3の(5)の農村振興局長等が別に定める施設は、別紙2において定めるものとする。
- 5 実施要綱第4の1の(1)及び2の(1)の農村振興局長等が別に定める事業は、1の(1)及び(3)をいう。

第4 成果目標及び目標年度

所得向上計画に定める成果目標及び目標年度は、次のとおりとする。

1 成果目標

次のいずれかを所得の向上の効果に係る成果目標として設定する。

- (1) 販売額の10%以上の増加
- (2) 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減

なお、実施要綱第3の3の(2)の農村振興局長等が別に定める場合とは、成果目標を上記要件の1.5倍以上((1)販売額の15%以上の増加、(2)生産コスト又は集出荷・加工コストの15%以上の削減のいずれか)とした場合とする。

2 目標年度

目標年度は、事業完了年度の翌々年度とする。

第5 対策の手続

- 1 実施要綱第4の4の農村振興局長等が別に定める様式は、次に定めるものとする。

- (1) 実施要綱第4の1の(1)の規定による申請は別記様式第2号
- (2) 実施要綱第4の1の(3)の規定による決定は別記様式第3号
- (3) 実施要綱第4の1の(5)の規定による報告は別記様式第4号
- (4) 実施要綱第4の2の(1)の規定による申請は別記様式第5号
- (5) 実施要綱第4の2の(3)の規定による認定は別記様式第6号
- (6) 実施要綱第4の2の(6)の規定による報告は別記様式第7号

- 2 実施要綱第4の2の(4)「外部有識者等」は、中山間地域の活性化や農業経営の分析・改善に精通した者として、地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）が中小企業診断士、公認会計士、地域金融機関、日本政策金融公庫等から選定する。

3 所得向上計画の変更

実施要綱第4の3の重要な変更とは、所得向上計画の区域内の農用地面積の10%以上の変更（ただし、面積の増減が10haに満たないときは除く。）、所得向上計画の成果目標の変更及び本体事業の事業費の20%以上の変更とする。

重要な変更該当しない変更を行う場合は、別記様式第8号により地方農政局長等へ報告するものとする。

4 所得向上計画の廃止

収益性の高い農産物等の生産・販売等により、所得向上を図る都道府県又は市町村（以下「計画主体」という。）は、所得向上計画を廃止する場合は、別記様式第9号により地方農政局長等へ報告するものとする。

第6 事業実施状況の報告

- 1 計画主体は、事業完了翌年度から目標年度までの毎年度、事業実施状況報告書（以下「報告書」という。）を別記様式第10号により、計画主体が都道府県であるときは7月末までに地方農政局長等に、計画主体が市町村であるときは6月末までに都道府県知事に提出するものとする。

なお、計画主体が市町村であり、かつ採択申請書、所得向上計画、本体事業及び関連事業の実施に必要な計画（以下「関連計画」という。）を地方農政局長等に提出したときは、7月末までに地方農政局長等に提出するものとする。
- 2 都道府県知事は、1により提出を受けた報告書を確認し、取りまとめて7月末までに地方農政局長等に提出するものとする。
- 3 地方農政局長又は内閣府沖縄総合事務局長は、1及び2により提出された報告書を取りまとめて農村振興局長等に報告するものとする。
- 4 報告を受けた都道府県知事及び地方農政局長等は、必要があると判断したときは、追加書類又は現地立会等によりその内容を確認するものとする。

第7 事業評価

所得向上計画に定められた事業の成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

- 1 計画主体は、目標年度の翌年度において、成果目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の7月末までに、別記様式第11号により、計画主体が都道府県であるときは地方農政局長等に、計画主体が市町村であるときは都道府県知事に報告するものとする。

なお、計画主体が市町村であり、かつ採択申請書、所得向上計画及び関連計画を地方農政局長等に提出したときは、地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、1により報告を受けた場合は、その内容を点検評価し、その結果を当該年度の9月末までに、別記様式第12号により地方農政局長等に報告するものとする。
- 3 都道府県知事は、2により点検評価を実施した結果、所得向上計画に定められた成果目標が達成されていない場合には、計画主体に対し、必要な改善措置を指導し、改善状況を報告させるものとする。

また、計画主体は、所得向上計画に掲げた成果目標が達成されていない場合には、事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）に対し、必要な改善措置を指導し、改善状況を報告させるものとする。
- 4 地方農政局長等は、1又は2により都道府県知事又は市町村長からの報告を受けた場合は、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催して成果目標の達成度等の点検評価を行い、必要に応じこの評価結果を踏まえ、都道府県知事又は市町村長を指導するものとする。

また、地方農政局長又は内閣府沖縄総合事務局長は、当該評価結果を農村振興局長等に報告するものとする。

- 5 地方農政局長等は、4により点検評価を実施した結果、所得向上計画に定められた

成果目標が達成されていない場合には、都道府県知事又は市町村長に対して改善措置を提出させるものとする。

6 農村振興局長等は、4による点検評価の結果を踏まえ、本事業の関係者以外の者の意見も聴取しつつ、次年度以降の施策に反映させるものとする。

7 1、2及び4による評価については、原則として評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。

第8 交付決定前の着手

1 対象事業の着手は、原則として、国からの交付決定通知を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届を提出するものとする。

2 交付決定前着手届の様式は別記様式第13号に定めるところによるものとする。

第9 助成

1 国は、予算の範囲内において、計画主体に助成するものとする（計画主体が市町村であるときは、都道府県を通じて助成することができるものとする。）。このほか、別紙1から別紙3－3までに定めるところにより助成するものとする。

2 国は、所得向上計画に位置付けられた関連事業について、優先的な採択又は配分を行うものとする。

附則

この要領は、平成28年10月11日から施行する。

附則

1 この要領は、平成30年2月1日から施行する。

2 中山間地域所得向上支援対策実施要綱の一部改正について（平成30年2月1日付け29農振第1811号農林水産事務次官依命通知）による改正前の中山間地域所得向上支援対策実施要綱（平成28年10月11日付け28農振第1336号農林水産事務次官依命通知）第4の規定により認定を受け、平成28年度補正予算（第2号）により実施した事業については、なお従前の例による。

附則

1 この要領は、平成31年2月7日から施行する。

2 中山間地域所得向上支援対策実施要綱の一部改正について（平成31年2月7日付け30農振第2736号農林水産事務次官依命通知）による改正前の中山間地域所得向上支援対策実施要綱（平成30年2月1日付け29農振第1811号農林水産事務次官依命通知）第4の規定により認定を受け、平成29年度補正予算により実施した事業については、なお従前の例による。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、令和2年2月7日から施行する。
- 2 中山間地域所得向上支援対策実施要綱の一部改正について（令和2年1月30日付け元農振第2547号農林水産事務次官依命通知）による改正前の中山間地域所得向上支援対策実施要綱（平成31年2月7日付け30農振第2736号農林水産事務次官依命通知）第4の規定により認定を受け、平成30年度補正予算（第2号）により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

この通知は、令和5年12月15日から施行する。